

国民年金だより

令和4年2月7日 発行
 発行 福生市
 編集 市民部保険年金課
 〒197-8501
 福生市本町5番地
 ☎ 042-551-1670 (直通)

国民年金制度について

～国民年金制度は、高齢になった時やいざという時に、働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです～



●国民年金の加入者種別について

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の方は、外国籍の方を含めて国民年金に加入し、次の種別に分かれます。

- ・第1号被保険者・・・自営業者、学生、フリーターなど、保険料を自分で直接納付している方。
- ・第2号被保険者・・・会社等に勤務し、厚生年金保険に加入している方（原則65歳未満）。
- ・第3号被保険者・・・厚生年金保険に加入している方（第2号被保険者）に扶養されている配偶者の方。

※第1号被保険者の配偶者や、厚生年金保険に加入している65歳以上の被保険者（老齢年金の受給権のある方）に扶養されている配偶者は第3号被保険者にはなれません。

●いざという時のために ～公的年金の給付は、老齢・障害・遺族の3種類です～

年金というと「お年寄りのためのもの」と思われがちですが、年金の給付は老齢年金だけではなくありません。思わぬ事故や病気で障害が残った場合の「障害年金」や一家の働き手が亡くなった時の「遺族年金」があります。もし保険料を未納のままにしておくと、こうした年金が受給できないことがあります。

●国民年金保険料の納付が経済的に困難な場合

保険料の納付が免除または猶予される制度があります。申請する年度の前年の所得に基づいて審査されます。なお、失業などを理由とする場合は、その方のみ前年の所得を算入せずに審査できる場合があります。

また、免除制度等は原則2年1か月前までさかのぼって申請できます。納付が困難な方のほか、この期間に未納がある方も是非ご相談ください。

<p>納付が困難な方のための 保険料免除制度</p> <p>所得(※)に応じて、保険料の全額または一部(4分の1・半額・4分の3)が免除になります。 ※申請者本人・配偶者・世帯主のそれぞれが所得基準に該当することが必要です。</p>	<p>50歳未満の方のための 納付猶予制度</p> <p>世帯主の所得が基準額を超えていても本人が50歳未満の方は、本人と配偶者の所得が一定以下であれば、申請により保険料の納付が猶予されます。</p>	<p>学生のための 学生納付特例制度</p> <p>本人の所得が一定以下の学生の方は、申請により在学期間中の保険料を社会人になってからなど後から納めることができます。</p>
--	---	--

こんなに違います！納付・免除・納付猶予・学生特例と未納

年金の種類		納付状況			
		納付	免除(※1)	納付猶予・学生納付特例	未納
老齢基礎年金	受給資格期間として算入する	○	○	○	×
	年金額に反映する	○	○(※2)	×	×
障害基礎年金・遺族基礎年金の受給資格期間に算入する		○	○	○	×

免除制度等を利用すれば、未納を続けるより有利になります。

また、免除・納付猶予・学生納付特例が承認された期間は、10年以内であれば後から納めて(追納制度)老齢基礎年金の年金額を増やすことができます。



(※1) 一部免除承認後、一定期間内に納付しない場合は未納扱いとなります。
 (※2) 保険料を全額納付した場合と比べて、年金額は一部減額されます。

